

流山市送迎保育ステーション運営休止基準

【指標】のいずれかに該当した場合は運営を直ちに休止し、【参考指標】のいずれかに該当した場合は総合的に判断して運営休止の判断を行う。

【指標】

1.感染

- (1)送迎保育ステーション利用児童が感染した場合
- (2)市内認可保育所等に通う児童が感染した場合（送迎対象園に限定）
- (3)市内認可保育所等の勤務者等が感染した場合（送迎対象園に限定）
- (4)送迎保育ステーションの勤務者等が感染した場合

2.濃厚接触

- (1)送迎保育ステーション利用児童が濃厚接触者となった場合
- (2)送迎保育ステーションの勤務者等が濃厚接触者となった場合

3.その他の状況

- (1)送迎対象園が休園となった場合
- (2)国、東京都、又は千葉県から要請等の通達が出た場合
- (3)市が登園自粛要請を行った場合
- (4)国から緊急事態宣言が発令された場合
- (5)その他市長が認める場合

【参考指標】（※指標算定の根拠は別紙のとおり）

- (1)流山市での新規陽性者数が1日あたり2人以上の日が連続する場合
- (2)千葉県での新規陽性者数が1日あたり30人以上の日が5日以上連続する場合
- (3)東京都での新規陽性者数が1日あたり250人以上の日が5日以上連続する場合
- (4)送迎保育ステーション利用児童の兄弟姉妹が通う市内及び市内隣接学校等（小中学校等、幼稚園、認可外保育所を含む。）でクラスターが発生した場合
- (5)市内でオーバーシュート（爆発的患者急増）が生じた場合

※オーバーシュート：2～3日で累積患者数が倍増する程度のスピードが認められるもの

【休止期間】

上記指標に該当してから1週間休止することとする。ただしその後の状況を鑑みて必要があれば延長することとする。（消毒の状況等により異なる）

この基準は令和2年7月29日から施行する。

【参考指標】 数字算定の根拠

千葉県が定める『感染状況に係る千葉県の指標(再度の協力要請等の判断基準)』のうち、段階的に施設の使用停止要請等を行うことについて判断する「再要請」の目安である、「新規感染者数の1週間単位の増加比(直近1週間とその前週との比較)が1.5を上回る場合」という指標に基づき、上記【参考指標】を算定しました。

(基準日：令和2年7月13日時点)

- (1) 流山市での新規陽性者数が1日あたり2人以上の日が連続する場合
➡7月以降の新規陽性者数が1名/日が続くため $1 \text{名} \times 1.5 \doteq 2 \text{名}$
- (2) 千葉県での新規陽性者数が1日あたり30人以上の日が5日以上連続する場合
➡直近7日間の平均17名 $\times 1.5 \doteq 30 \text{名}$
- (3) 東京都での新規陽性者数が1日あたり250人以上の日が5日以上連続する場合
➡直近7日間の平均が168名 $\times 1.5 \doteq 250 \text{名}$